

2019年10月1日

お客さま各位

北おおさか信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する
ガイドライン」に基づく各種預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、2019年12月から預金規定等を下記のとおり改定いたします。

規定の改定後は、口座開設などのお取引に際して、お客さまに関する情報やお取引の目的をこれまで以上に詳しく確認させていただく場合がございます。

また、既にお取引をいただいているお客さまにおかれましても、各種確認のほか、資料のご提出を改めてお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認資料のご提出や各種質問へのご回答について、適切にご対応いただけない場合や、ご提出いただいた資料に疑義が生じた場合などには、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の預金規定は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定の対象となる主な預金規定

- ① 普通預金規定
- ② 無利息型普通預金規定
- ③ 貯蓄預金規定
- ④ 納税準備預金規定
- ⑤ 通知預金規定
- ⑥ 総合口座取引規定
- ⑦ 定期預金共通規定
- ⑧ 定期積金規定
- ⑨ 当座勘定規定（一般用）

2. 規定改定日 2019年12月2日（月）

3. 主な改定内容

「普通預金規定」について、以下の条項を新設・追加いたします。
また、普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

1. (取引時確認等) <新設>

- (1) 預金口座の開設等に際しては法令で定める取引時確認を行います。この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

6. (預金の払戻し) <追加>

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) <追加>

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

13. (取引の制限等) <新設>

- (1) 当金庫は、3年以上利用のない預金口座、その他預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由

なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等のこの普通預金規定（以下「本規定」といいます。）に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出した場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等) <追加>

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳及び届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める取引時確認、または前条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであるこ

とが判明した場合

- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 第1号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合
 - ⑦ 前条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合
- (4) (略〈不変〉)
- (5) (略〈不変〉)

20. (規定の変更) <新設>

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

21. (準拠法、裁判管轄) <新設>

この預金契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上